

# 『袖中抄』所引『俊頼髓脳』について

鈴木徳男

## 一

『俊頼髓脳』の諸本研究をふりかえると、はやく、久曾神昇氏によって、諸本はまず定家本〔甲〕と顕昭本とに大きく分けられ、顕昭本は完本〔乙〕と逸脱本に分類、さらにその逸脱本は四つに分類〔丙・丁・戊・己〕された△〔俊秘抄に就いて〕〔国語と国文学〕一六一三 一九三九年三月・佐佐木信綱編『日本歌学大系』一（風間書房 一九五八年 一一月）▽。

久曾神昇氏の分類は、諸本論の基礎となり、『日本歌学大系』の底本に定家本（国立国会図書館所蔵）が用いられ、さらに日本古典文学全集『歌論集』（橋本不美男校注・訳 一九七五年四月）に継承されて、定家本の流布とともに大きな影響力をもった。

これに対し、赤瀬知子氏は、全体をまず広本と略本に分け、広本を顕昭本と定家本に分類、略本を目次の有無により二つに分類している△〔俊頼から顕昭・定家へ―『俊頼髓脳』をめぐる―〕〔国語国文〕五〇―七 一九八一年七月・『俊頼髓脳』における享受と諸本―諸本論のための試論―〔国語国文〕五一―八 一九八二年八月）▽。顕昭本（完本）と定家本を一括して広本と分類した意義は評価される。<sup>注1</sup>

近時、伊倉史人氏によって新たな分類が提示された△「俊頼髓脳」の伝本についての再検討―俊頼髓脳伝本考統貂―」（和歌文学会例会 一九九五年五月二〇日）・「俊頼髓脳」の題詠論について」（『三田国文』二四 一九九七年一月）▽。その要点は、久曾神昇氏のいう甲本の形態（歌数・歌順・項目の増減などの外形的要素）を基本として諸本を分類し直し、広本（甲・乙）をⅠ類として、「逸脱本のうち、完本と祖本を異にすると考えられる」（赤瀬論文）伝本をⅡ類として分類したことだと思われる。すなわち甲・乙をⅠ類（イ）（ロ）とし、丙類をⅡ類としてまとめ、「唯独自見抄」をⅢ類として別類にしている。

そして、日比野浩信氏による久邇宮家旧蔵本の公刊△「久邇宮家旧蔵本 俊頼無名抄の研究」（未刊国文資料一九九五年一月）▽があった。また、「顕昭本俊頼髓脳」や「唯独自見抄」の翻刻△俊頼髓脳研究会編「顕昭本俊頼髓脳」（一九九六年三月）、同会「唯独自見抄」（一九九七年二月）▽の刊行など、諸本研究は新たな段階を迎えようとしていると思われる。

そこで、本稿は、「俊頼髓脳」諸本論の参考に資する目的で、顕昭著「袖中抄」所引の「俊頼髓脳」について、取り上げる。ただ、顕昭の各歌語についての考察や「俊頼髓脳」以外の文献の引用状況、また、他の顕昭の著作の場合にもひろく配慮すべきであるが、多くは省略した。

## 二

文治元（一一八五）年から二、三年の間に成立したかとされる「袖中抄」は、歌語毎に項目立てして用例としての和歌を掲げ、出典考証、従来の諸説の比較検討を踏まえて、多くの関連する文献にわたり、博引旁証の上、自らの考察を展開するという方法で歌語の注釈をしている。顕昭の前には、さいわい歌語についての考察の蓄積があった。その著作が集成的性格を持つひとつの所以であろう。一方、それより七十年ほど前に成立したと考えられる「俊頼髓脳」

の場合も、『袖中抄』に引用される部分は和歌を注解する個所に限られているわけだが、同様に証歌となる例歌を掲げ、故事などに関わりその意味を説明している。しかし、俊頼説を遡る歌注を見いだしたいことの多い現状から推測するに、先行する和歌式、歌論議など髓脳の類は少なくなかつたろうが、歌語の注釈書としてまとまって参考にしうる文献に恵まれなかつたのであろうと思われる。

さて、『袖中抄』は、『俊頼髓脳』の本文を「無名抄云」などとして引くのであるが、このような両書の位相の相違を踏まえて、その引用の仕方と引用本文の性格について検討したい。なお、『袖中抄』は、『袖中抄の校本と研究』（橋本不美男・後藤祥子著）所収のものをを用いたが、本文掲出の際は同書の校合などを参看して便宜上表記を改めたところもある。また、『俊頼髓脳』は、定家本は国立国会図書館所蔵本（丑・二二）により、顕昭本と唯独自見抄は、それぞれ前述の俊頼髓脳研究会編刊行のものによつたが、『袖中抄の校本と研究』の翻刻基準にあわせて、濁点を施し句読点をうつつかわりに一字分の空白を設けたりして一部改めている。

まず、『俊頼髓脳』（『袖中抄』では「無名抄」という書名で呼称されているので、以下適宜使い分けることとする）が、『袖中抄』中に言及されている個所を一覧表にして示しておく、次の通りである。『俊頼髓脳』の当該個所は、新編国歌大観第五巻に準じた歌番号（顕昭本独自の歌は直前の歌の番号に「b」を加えて示す）により、『袖中抄』の場合は、項目名と『袖中抄の校本と研究』の頁で、指し示している。

「袖中抄」所引「無名抄」一覧

俊頼髓脳・歌番号	袖中抄の項目	袖中抄の校本と研究・頁
----------	--------	-------------

六四〇六七  
 九六  
 二〇七  
 二〇八  
 二〇九・二一〇  
 二一一  
 二一二・二一三  
 二一四〇二一六  
 二一九〇二二一  
 二二二〇二二三  
 二二四〇二二五  
 二二六・二二七  
 二二八〇二三四  
 二三五  
 二三八  
 二二九〇二四二  
 二四三〇二四七  
 二四八〇二五〇  
 二五六・二五七  
 二五八  
 二五九・二六〇

シルシノスギ  
 オキツシラナミタツタヤマ  
 ヒヂカサアメ  
 コシアメ ハニフノコヤ  
 カツシカワセ  
 ノモリノカヤマ  
 オニノシコグサ  
 アサモヨヒ イツサヤムサヤ  
 クモノハタテ  
 ヤツハシノクモデ  
 ニシキマ アラテクム  
 ケフノホソヌノ  
 イハシロノマツ タムケクサ  
 イナムシロ  
 カゴトバカリモ ヒタチヲビ  
 タマキハル  
 タノムノカリ  
 牟モリノシルシ  
 サクサメノトジ  
 カゾイロハ ヒルコ  
 シナガドリキナノ

一九九〇二〇〇  
 二一一  
 一三三  
 三三五  
 三七一〇三七三  
 四〇二〇四〇三  
 七〇八  
 九九〇一〇〇  
 二二〇二三  
 四一一  
 四二一〇四二二  
 四二四  
 三七八〇三八〇  
 一一六  
 一八二  
 二二六  
 二二二  
 一三八〇一三九  
 一七九  
 一八九〇一九〇  
 一四六

二六一  
二六四  
二七一・二七二  
二七八〜二八〇  
二八三  
二八六  
二八七  
二八八  
二九一  
二九二  
二九六  
二九九  
三〇〇・三〇〇b  
三〇一  
三〇五・三〇六  
三〇七  
三〇八  
三〇九  
三一〇  
三一二・三一三  
三一四

ヲロノハツヲニカミカケ  
クメヂノハシ イハ、シ  
クレハトリ クレハクレシ アナハトリ  
タマハ、キ  
オホラソドリ  
ハ、キ  
シノブモヂズリ  
セリツミシムカシノヒト  
ヲバステヤマ  
ヨコホリコセル ケ、レナク サヤノナカヤマ  
ソトモ  
ナツカリノタマエノアシ  
カミカゼ ハマラギ ミモスソガハ  
カツミフキ  
イナオホセドリ  
モズノクサグキ  
シデノタヲサ  
スガルナク野  
ハナチドリ  
モ、チドリ  
ユウツケドリ

二六八  
一二七  
一〇四  
三九三〜三九五  
一七四〜一七五  
四三二  
四二六〜四二七  
一三一〜一三二  
三八五〜三八六  
二二二  
四三六  
三〇七  
二五二  
一五一  
四七二  
一六  
二四六  
二〇九  
四七〇  
一九五  
四六九

「袖中抄」所引「俊頼髓脳」について

三一七	トブヒノ、モリ	一七〇
三二〇	ソガキク	二六四
三二四・三二五	ハモリノカミ	四八〇
三二六	オキナサビ	一〇九
三二八	アマノナハタギ	三一〇
三三〇・三三一	カワヤシロ	八六〇八七
三三二	アケノソホブネ	二五
三四三	イリヌルイソノクサ	八三
四〇七〜四一一	ワカクサノツマ	七九〇八〇
四二〇	イナフネ モガミガハ	二五九

三

第一に引用の仕方について、『俊頼髓脳』の記述に忠実かという点、案外に恣意的である点を指摘しなければならぬ。「無名抄」という書名に言及しながら本文を省略するケースがある。「アケノソホブネ」の項に「無名抄綺語抄奥義抄董蒙抄等ニ此ソホフネノ事アカサズ 可秘蔵事歟」とあるなどはもととも引くべき本文がない場合だが、「クメヂノハシ」の項に「無名抄云 大旨同躰なれば不書之 延能行者と書るをなむ世人難ける 役の行者と可書なり」とあるのは省略にしたがった例。なお、『袖中抄の校本と研究』の頭注が指摘するように「延能」と表記する本文を持つのは広本系の諸本のみである。また、「スガルナク野」の項の「コノスガルヲバ無名抄 綺語抄 奥義抄 董蒙抄等ニミナ鹿ヲ云ゾトイヘリ 或ハワカキシカトモイヘリ」や「タノムノカリ」の項の「今案ニ此両説ニツキテ 無名抄 綺

語抄 奥義抄 童蒙抄等オナジクニノ義ライヒノベテ 鹿狩ハイハレズ 田ノ面トイフヲヨキ義ニモチキタリ」(ただし前に「俊頼八田ノオモノカリトイヘリ」)と俊頼説に言及している)は、諸書の内容を一括してまとめている(他に「シデノタラサ」の項)。

また、一部分のみ引用したり、内容を要約したりするケース。「ノモリノカミ」の項は、「顕昭云」として鷹狩りの鷹の行方を野にある水に写つたことで捜し当てた野守の話を述べて、「無名抄ニハ此事ヲイフニ天智天皇ト書リイヅレトサダメガタケレド古ヨリ多ハ雄略トカケリ 又彼天皇カリヲコノミ給ヨシ国史等ニミエタリ」と天皇の名の異同を指摘するだけで、前半は「顕昭云」以下と同様の内容だからであるう、引用を省略し、次に「又野守鏡トハ徐君ガ鏡也：イヅレカマコトナラムトカケリ」と後半部のみを引く(この項についてなお後述)。

「ハナチドリ」の項に「無名抄云 ハナチドリツバサノナキヲトブカラニイカデクモキヲオモヒカクラム 是ハカヒナドシタル鳥ノツバサノナキヲハナチテヨメル也 ハマチドリニマギルレバ別注トヘリ」とある。最後の一文は、『袖中抄の校本と研究』の頭注が指摘するように、古今歌(九九六)「わすれなるときしのべとぞはまちどりゆくゑもしらぬあとをとゞむる」を掲げ、「これはちどり(はま千鳥||顕昭本)の哥也 まぎるればかける(かきて候||顕昭本)なり」(定家本)と述べる『俊頼髓脳』の内容を要約していると考えられる。

「イナフネ」の項に「無名抄ニハ 此河イツモノクニ、アリ ハヤキカハニテ ノボルニハ四五日許 クダレバタゞ一日ナリ イナフネハサキノ定ニ両義也」とある。『俊頼髓脳』をみると、最後の一文は「さればのぼりさまにはかしらふりてのぼりかたければいなふねとは申にや いねつみたるふねをいふぞなど申人もあるにや」(定家本)とある。「いなふね」をめぐる二説が、すでに述べた説(顕昭考あるいは直前に引く童蒙抄の中にもみえる)と重複するために、要約していると考えられる。

また、改変、省略と思われる次のようなケースがある。「クモノハタテ」の項に「無名抄云トヨハタグモトイフ雲ノ

「袖中抄」所引「俊頼髓脳」について

ハタテト云モ同事也 日ノイラムトスル時ニ西ノ山ギハニアカクサマノナル雲ノミユルガ 旗ノ足ノ風ニフカレテサハグニ、タル也」以下、当該部分を引用しているのである（なお、「袖中抄」の引用には、このすぐ後「俊頼髓脳」諸本のもつ「はたといふはつねにみゆる佛の御まへにかくるはたにはあらず まことの儀式にたてたゝかひの庭などにたつるはたなり」の一文が無い）が、「俊頼髓脳」は、「袖中抄」の掲げる「ユフサレバクモノハタテニモノゾオモフ：」の他、もう一首万葉歌をならべて掲げているために、「俊頼髓脳」が「さればこよひの月はすみあかからんとよめるなり つぎの歌は：」と記すところを、「サレバ万葉歌ニ ワタツミノトヨハタ雲ニイリヒサシコヨヒノ月夜スミアカクコソトヨメリ 次ニクモノハタテノ哥ハ：」と改変せざるを得なかつたとみられる。

これに対して「タマキハル」の項での引用「：又タマキハルウチノオホノトイヒ タマキハルイハガキブチトイフ哥 ハジメノニカハレド：」は、既に掲出した歌を引用の解説中で完全な形で引かない例である（この他、引用歌の詞書などを省略し語釈を部分的に引く例として「ハモリノカミ」、「オキナサビ」の項など）。

「コシアメ」の項に「無名抄云 (A) ハニフノコヤト云ハ：ヒロヒシキタルヲ申トカヤ (B) コシアメト云ハ：ヌル、ヲ云ベキニヤ」(A Bの記号は稿者が付す)と引くが、「俊頼髓脳」の記述は、B Aの順で、BとAの間に万葉歌(二六八三)「ひさかたのはにふのこやにこし雨ふり：」を載せる(「袖中抄」は同じ万葉歌を項目の最初に掲げている)。「カツシカワセ」の項では、A「無名抄云 カツシカワセヲトイフコトバ、：トクイデキタルイネヲイフナリ」がまず引かれ、後に分けてB「無名抄云 ニエストモト云ハ：コ、ロザシアルサマヲヨメルナリ」と引く。「俊頼髓脳」の記述は、万葉歌(三三八六)「にぼどりのかつしかわせをにえずとも：」と古今六帖所収歌「我やどのわさだかりあげてにえずとも：」の二首を掲げ(「袖中抄」は万葉歌のみを掲げる)、B Aの順で述べ、BとAの間に「はじめのうたのにぼどりのといへる「五もじははじめてと云つることばなり あたらしと云へることをばにると云る」おなじ事にや」(定家本によるが「」内を欠き顕昭本で補う)の一文がある。



「タマハ、キ」の項で「…但此タマハ、キノ哥ハ 昔京極ノ御息所ト申ハ時平ノ大臣ノ御娘也」のあと、「俊頼髓脳」は寛平法皇が京極御息所の入内を妨げた説話を述べているが、「袖中抄」はその部分を引用しておらず、さらに続く志賀寺の老法師とのやりとりも比較すると簡略である。

#### 四

「袖中抄」所引の「俊頼髓脳」の本文は、後述のように略本系の本文が一部交じる事があつても基本的に広本系の本文であることは確かで、概して言うと定家本による率が高い（理屈からいうと顕昭本を引いてははずであるが実際は違ふ）ことが指摘できる。<sup>注2</sup>短文の例を一二あげる。「ユフツケドリ」の項に次のようにみえる。

無名抄云 ユフツケドリトハ鶏ノ名ナリ ニハトリニユフツケテ山ニハナツ祭ノアル也

定家本は同文（久邇宮本は「ゆふつけて」とあるほかは同じ）。これに対して顕昭本には「ゆふつけどりとハ鶏をいふ也 鶏にゆふをつけて山にはなつ祭あるとかや」とある。また「サクサメノトジ」の項に

…無名抄ニハ 行成大納言ノカキタリケル後撰ニ ハテノトシトイヘル文字ヲ刀自トカ、レタリケルニアハセテ  
匡房中納言ノ申ハ サクサメトハシウトメノ異名也トゾ申シ サレバアノ哥ノハテノトシト云ヘルコトハ 年ニ  
ハアラデ刀自ニテ有ケルナメリトゾキコユル云々

とあるが、「袖中抄」は全文を引いているわけではなく、「俊頼髓脳」は「後撰集」一二六〇番と一二六一番の贈答をあげ、「是は後撰のうた也 人のむこのひさしくみえざりければしうとめなりける女のむこのがりやりける哥也 さくさめのといへる事しれる人なし」と記し、以下に「袖中抄」所引の文が続く。末尾の一文について定家本は「袖中抄」所引の文と同文（「あのうた」のあがミセケチで「か」になつてゐる）であるが、顕昭本は「さればその哥のはての」として云るはとしにはあらで刀自也 そのしうとめが刀自にてありけるなめりとぞきこゆる（傍線は稿者、なお久邇宮本は「あ

の哥」とあるほかは同じ」とある。すなわち「袖中抄」は定家本の欠落（傍線部）のままに引用している。

ところが、定家本と顕昭本とで、語句のレベルはともかく、内容にかかわつて異なるのある段で、「袖中抄」所引の文に混態のみられるものがある。その例を取り上げて考えてみたい。「セリツミシムカシノヒト」の項に次のようにある。

無名抄云 コレハ文書ニ献芹ト申本文候ヘドカナヒ候ハズ タゞ物語二人ノ申ハ コノエノウチニトノモリツカサナドニヤ 朝ギヨメスル物ノニハ、キタテルヲリニ、ハカニ風ノミスヲフキアゲタルニ 后ノモノメシケルニセリトミユル物ヲメシケルヲミテ 人シレズ物思ニナリテイカデ今ヒトタビミタテマツラント思ケレドスベキ様モナカリケレバ メシ、セリヲ思出デ、セリヲツミテミスノ風ニフキアゲタリシ御スノアタリニヲキケリ 年ヲフレドモサセルシルシモナカリケレバツイニヤマフニナリテウセナントシケルホドニ メニモアキラメデシナムガイブセサニ コノ病ハサルベキニテツキタル病ニハアラズ シカくアリシ事ニヨリテ物思ニナリテウセヌルナリ 我ヲイトラシト思ハゞセリヲツミテ功德ニツクレトイキノシタニ云テウセハテニケリ 其後イヒヲキシゴトクニセリヲツミテ仏ニマイラセ僧ニクハセナムドゾシケル ソレガムスメノ其宮ノ女官ニナリテハベリケルガ此物語ヲシケルヲキコシメシテ アハレガラセ給テ我コソ芹ヲバクヒテサルモノニハミヘタリシヤウニヲボウレトノ給テ 其女官ヲ常ニメシテアハレニセサセ給 其後ハ嵯峨ノ后トゾ申ケル云々

次に定家本で「俊頼髓腦」をあげて比較する。

せりつみしむかしの人も我ごとや心に物はかなはざりけん

これは文しよにけんきんと申本文也とぞうたがへどもおぼつかなし たゞ物がたりに人の申は こゝのへのうににあさぎよめするものゝにはゝきたてるおりにはかにかぜのみすをふきあげたりけるに きさきの物めしけるにせりとみゆる物をめしけるをみて 人しれずものおもひになりていかでいまひとたびみたてまつらんとおもひけれどすべきやうもなかりければ めししせりをおもひいでゝせりをつみてみすの風にふきあげられたりしみす

のあたりにをきけり としをふれどもさせるしもなかりければつゝにやまひになりてうせなんとしけるほどに めにもあきらめでしなんがいぶせさに 此やまいはさるべきにてつきたるやまひにあらざりしかくありし事によりて物おもひになりてうせぬるなり われをいとおしとおもはゞせりをつみてくどくにつくれといきのしたにいひてうせはてにけり そのうちいひをきしごとくにせりをつみてほとけにまいらせそうにくはせなどぞしける それがむすめのみやのよくはんになりてはべりけるがこの物がたりをしけるをきこしめして あはれがらせ給てわれこそせりをばくひてさる者にはみえたりしやうにはおほゆれとの給ひて そのよくはんをつねにめしてあはれにせさせ給ける そのきさきはさのきさきとぞ申ける さもやおほしけん つねにみそか事をこのみてつねに陣なにとにいで給ける いちどはくだ物とおほしくながひつにいりてぞいで給ける もちたてまつりけるげすきや心えたりけんころをあはせて さかさまにたてまつりたりければかほにちたまりてたへがたくおぼしてほかあるきそれよりぞこりてととりにけると物がたりに人のしけるとかや

ことしげししばしはたてれよひのまにをけらん露はいでゝはらはむ

此哥ぞその後の御哥とてはしにもしるし申たることばには うへわたらせ給たりけるおりにとぞあれどこの物がたりをうけ給てのちにはさやうのみそか人におほせられるうたにやとぞおぼゆる

まず、「せりつみしむかしの人も…」の一首は『袖中抄』も項目のはじめに掲げている古歌であるが、『袖中抄』の引用末尾の「云々」の後に、『俊頼髓脳』はさらに嵯峨の後の密か事を好んだ話を記し、『後撰集』入集歌の作歌事情に言及している。『袖中抄』はそれら後半を全て省略していることがわかる。また冒頭部分では『袖中抄』所引は「コレハ文書ニ献芹ト申本文候ヘドカナヒ候ハズ…」とあって、定家本（久邇宮本）は「是は献芹と申本文也 それとぞうたがえどもおぼつかなし…」とあって「文書に」を欠く。なお定家本は「文しよ」の右に「文選」の傍書がある）の記述に比べ、一首が「献芹」をふまえることをつよく否定している。ところが、頼昭本には次のようにあって『袖中抄』所引に近い

本文である。

せりつみし昔の人も我ごとや心に物はかなはざりけむ

是は文書に献芹と申事候へどかなひ候はず たゞ物語に申は こゝのへのうちに庭はくものなど申すはとのもりづかさなどにや 庭をはきあるきけるに 後の御かたにて風の御簾を俄にふきあげたりけるにせりをめしけるに見て物思になりて人しれずおもひあるきて いかでいま一ど見たてまつらんと思けれど すべきやうもなかりければめしゝせりを思ひいでゝせりをつみてみすのかせにふきあげられたりしみすのあたりにをきけり 年ふれどもさせるしるしもなかりければ つひに病になりてうせなんとしけるほどにめにもしらせでしなんがいぶせさに此病はさるべきにてうけたる病にあらず しかくありし事によりて物思になりてうせぬる也 我をいとをしと思はゞせりつみて功德につくれといきのしたにいひてうせはてにけり 其後いひをきしごとくにせりつみて佛にまいらせや僧にくはせなどぞしける それが娘の其宮の女官になりて侍けるが此物語しけるをきこしめしてあはれがらせ給ひてさる物にはみへしやうにおほゆれとの給て其女官をつねにめしよせてあはれにせさせ給ける其后はさがの后とぞ申ける さもやおほしけん つねにみそかごとをこのみて常に陣のとにいで給けるとかや つねにくだ物とおほしくて長櫃に入てぞいで給ける もちたてまつりたりける夫さやこゝろえたりけん 心をあはせてさかさまにたてくまつりたりければかをにちたまりてたへがたくおほして長櫃あるきそれよりぞとゞまりにけると人物語にしけるとかや

ことしげししははたてれよひのまにをけらん露はいでゝはらはむ

此哥ぞ其後の哥とてはしにもしるし申たることばにはうへわたらせ給たりけるをりにとぞあれどこの物語をうけ給はりて後はさやうのみそかびとにおほせられけるにやとぞおほゆる

しかし、「朝ギヨメスル物ノ二ハ、キタテルヲリニ、ハカニ風ノミスラフキアゲタルニ…」以下を比較すると、「袖中

抄」所引の本文は定家本に近似しているといえる。<sup>注5</sup>

このように定家本と顕昭本との混態とみられる例だけではなく、赤瀬知子氏「俊頼髓脳」における享受と諸本―諸本論のための試論―「前掲」が広本と祖本を異にすると考えられた略本分類中のある種の伝本（伊倉史人氏「俊頼髓脳」の伝本についての再検討―俊頼髓脳伝本系統貂―）「前掲」のⅡ類、Ⅲ類の本文が入り込んだと考えられる場合がある。赤瀬氏がすでに指摘している例であるが、「オニノシゴクサ」の項の引用末尾の一文「サレバ万葉集二モコシクサトハコ、ロザシノモトノ草トハ書也」は、定家本「されば万葉集にも萱草をば志許の草とはかける也とぞ人申ける たるしたしかにみえたるところなし ふるき人の物がたりなればひが事にもやあらん」などの広本と大きく異なり「唯独自見抄」に近い（赤瀬氏は顕昭の著作中に引かれる「唯独自見抄」の本文と近似した例をいくつか指摘するが「袖中抄」所引のものに限るとほかに「モ、チドリ」と「イワシロノマツ タムケクサ」の項に引用された例がある、但し、赤瀬氏は「顕昭は、注釈書に引用する際に、顕昭本に近似した「俊頼髓脳」と、それとは異なる内容の「俊頼髓脳」との、少なくとも二種類の「俊頼髓脳」を用いたと考えるべき」と説かれる。また、「ノモリノカミ」の項で野守鏡が「徐君ガ鏡」であると説く人物を「…トゾ匡房卿ハ申シ」とあるが、広本は「又人申ける」と匿名にしており（なお顕昭本は「匡房の帥申されし」と傍書する）、略本が「匡房の帥まうされし」とする。

さらに一例、次のような「シノブモチズリ」の項において検討してまじめとしたい。

無名抄云 シノブモチズリハ ミチノクニノシノブノ郡ニ ミダレタルスリヲコノミスリケルトゾ云伝タル 所  
名トヤガテソノスリノ名トヲツマケテヨメルナリ 遍照寺ノ御簾ノヘリニゾスラレテアリシヲ 四五寸許キリト  
リテ故帥大納言ノ清和院ノ御簾ノヘリニマネバレテアリシカバ世人ミテケウゼシ コノゴロハミナヤリトラレテ  
ウセニケルトカヤ

「俊頼髓脳」を定家本で示すと（傍線稿者）、

「袖中抄」所引「俊頼髓脳」について

『袖中抄』所引『俊頼髓脳』について

みちのくのしのぶもぢずりたれゆへにみだれそめにし我ならなくに

これはかはらの大じんの哥也　しのぶもぢずりといへるは　みちのくに、しのぶのこほりといふ所にみだれたるすりをもぢずりといふなり　それをこのみすりけるとぞいひつたへたる　所の名とやがてそのすりの名とをつゞけてよめる也　遍照寺のみすのへりにぞすられてありしを四五すんばかりきりとりて故帥大納言さんさうのみすのへりにせられてありしかば世の人みなけうぜし

頭昭本は傍線部が「しのぶもぢずりとつゞくべきにはあらず」とあるなど、比較すると（詳細は省略するが）、やはり定家本の方が『袖中抄』所引の本文に近い。しかし、「故帥大納言ノ清和院ノ御簾ノへリニマネバレテアリシカバ世人ミテケウゼシ」の部分に関すると、定家本の「故帥大納言さんさう△山莊▽のみすのへりにせられてありしかば世の人みなけうぜし」より、頭昭本の「故帥大納言のせいわ院のみすのへりにまねばれて候しかば世の人見けうぜし」に近い（なお『水左記』永保元年九月二十六日、同十月十日条によると俊房が経信の清和院の家に方違えのため移ったとあり、この頭帥大納言経信が清和院を所有していたことが知られる）。さらに、末尾の「コノゴロハミナヤリトラレテウセニケルトカヤ」は広本には見られない一文であるが、「唯独自見抄」にのみ同文が見られるのである。

五

日比野浩信氏が、「奥書、形態などから位置付けられた通り、久邇宮本は頭昭本の一本らしくみられる」と紹介された久邇宮家旧蔵本は、一方、頭昭本と明らかに異なる本文で定家本と一致する箇所もかなりあることが指摘されている。頭昭本的性格と定家本的性格の両方を備えているといえるのである。このような久邇宮家旧蔵本の存在は、頭昭本と定家本を対立的にとらえる立場からは少なからぬ戸惑いを覚えざるを得ない。しかし、こうした戸惑いは、本稿で『袖中抄』所引の『俊頼髓脳』について確認してきたように、頭昭の著作中に引かれた『俊頼髓脳』の本文が、同

様に両方の性格を持ち(勿論久邇宮本とも異なる)、さらには「略本系」や、その中でも特異な位置にあると思われる「唯独自見抄」にのみ見出だせる本文を摘出できる事実に対して既に感じたことであつた。「俊頼髓脳」は、現存の諸本の伝存状況から、俊頼の段階で数種の本文が成立したと推定されるが、その享受のはやい段階で、これら数種に分類できる本文が混乱をきたしたと考えられるのである。

〔注〕

1 赤瀬氏は、前者で、注釈文から推定される歌本文の異同を検討して、顕昭本が俊頼説を忠実に継承しようとしているのに対して、定家本は定家説を用いて俊頼説を改変しようとしていると述べられ、また、後者では、「従来、顕昭本は、完本と、より歌注の少ない逸脱本とに分類されてきた。完本は顕昭書写本を比較的忠実に継承したものの、逸脱本は顕昭書写本からいくつかの歌注が欠落したものと考えられてきたのである。けれども、逸脱本のうち、ある種の伝本は、完本と祖本を異にすると考えられる(なお後述)。しかも、完本に載せる歌とその注説とがみえないこと、また、隠題の歌五首の注説を、(引用略)というように、完本と異なり、歌の前に記していることなどは、逸脱本に共通してみられる。これらのことは、逸脱本の形成に、顕昭書写本以外の「俊頼髓脳」が関わっていた可能性を示唆するものであろう。そのような点を重視すれば、逸脱本は、従来のように完本に従属するものとしてではなく、まずは、完本と対立するものとして捉えるべきものと思われる。(後略)」と指摘されている。

2 「袖中抄」の諸本間の異同も看過できないうえ、藤田百合子氏「『新勅撰集』と定家歌学―『六百番歌合』の「かひや」と「あまのまてかた」を中心に―」(『日本古典文学の諸相』所収 一九九七年)によると、「袖中抄」現行本には定家説の混入が認められるので「顕昭の著作としての純一性という点からは問題のある書」という。今後に残された問題もあるが、定家的なものによる改変のあとを配慮する必要がある。いずれにしても現行本による考察には限界のあることは銘記すべきであらう。

3 「四条宮主殿集」(後冷泉皇后寛子に仕えた女房の家集 前半跋中にみえる四首の古歌の一首としてみえるのが古い例か。但し、人生の不如意を嘆く意の譬えとして、この歌をふまえたと思われる表現は「枕草子」はじめ諸書にみえる(日本古

典全書「狭衣物語」(下)補注二〇。

4 「袖中抄」の省略した後半部について、「唯独自見抄」は他本に比べ異同がある。とくに後撰歌「ことしげし…」は帝に奉った歌だという「後撰集」の詞書の内容と違い密通の相手に対しての歌ではないかと解釈する他本に異を唱えるように「後撰集」の詞書の内容の通りで解すべきと主張している。ただし、広本的な本文に付された注記が本文化したためか文脈には不審な箇所がある。なお、「唯独自見抄」について、拙稿「唯獨自見抄の性格―異本俊頼髓脳について―」(樋口芳麻呂編「王朝和歌と史的展開」所収 一九九七年)参照。

5 せりつむ説話について、伊藤博氏「芹摘み説話をめぐって―源氏物語との一接点」(「源氏物語の原点」第9章 一九八〇年)は、A庭掃きの賤の男の高貴な女性への及ばぬ恋の話、B真福田丸の恋を契機とする発心譚、行基女人化身譚、C中国の献芹の故事、という分類で整理している。「袖中抄」は、Cの「献芹」説を主張している。「セリツミシ昔ノ人トハ家々ノ髓脳ニサマノニイヒタレドモタシカナル證文モミエズ 尚献芹ト云本文コソサモトキコエハベレ」と述べ、「文選」四十三の「与山巨源絶交書」を李善注とともに引き、同説の「和歌童蒙抄」を引用し「此義叶愚意 仍先注載之也」とある。さらにA説の「綺語抄」と「無名抄」、B説の「奥義抄」の順で引く。結論のところ、「私云 献芹ハ髓古本文也 其心モ相叶此古哥歌」と再度確認し他説を批判している。とくに「是ハウキタルコトニモアラズ」と断言した「奥義抄」が根拠にした小野僧正(仁海)の説法について不審を記している。「就中行基菩薩教化智光事尤不審也 件マフクタ丸仮令十余歳ニテ没シテ没後ニ行基為導師之 其後マフクタ生ジテ人界ニ又受智光ノ身歟 然者…」として「日本往生極楽記」などの智光墮地獄説話を引くあたりを要するに、行基の化身である娘によって真福田丸が仏道修業し智光として極楽往生する、それを行基自身が智光の弟子たちに明かすという「奥義抄」に載る仁海の説法には、行基と智光の前生譚として不備があることを指摘しているのである(田中宗博氏のご教示による)。

〔付記〕本学において行っている俊頼髓脳研究会の成果に多大の示唆を得た。記して感謝いたします。